



答 申

平成24年9月19日に諮問された、地方自治法改正に伴う  
政務調査費制度の見直しについて、検討した結果を別紙のとおり  
回答します。

平成25年1月23日

山口県議会議長 柳 居 俊 学 様

議会改革検討協議会  
会 長 新 藤 精



## 地方自治法改正に伴う政務調査費制度の見直しについて

昨年9月5日に、地方自治法が改正公布され、政務調査費制度については、新たに政務活動費制度として定められ、対象となる経費についても、これまでの「政務調査」に加えて、「その他の活動」として、陳情活動等に要する経費などを対象にすることが可能となった。

本県では、平成23年度において、「使途基準の明確化」などの政務調査費の全面的な見直しを行い、平成24年5月に政務調査費マニュアルの全面改定を行ったところである。

この見直しを行った「政務調査」部分は、法改正後も維持されるが、今回、法改正に伴い新たに対象とすることが可能になった経費の、その是非や対象経費の範囲など本県議会における対応について、本検討協議会において取りまとめた結果は、以下のとおりである。

### 1 新たに対象となる「その他の活動」の範囲について

今まで、非対象であった経費の内、次の経費について新たに対象とする。

①	議員としての補助金の要請、陳情活動経費	[国会答弁]
②	議員としての行事・イベントへの出席経費 (挨拶・テープカットのみの行事への出席)	[全国議長会方針]

## 2 新たに対象となる「その他の活動」の基準について

### ① 議員としての補助金の要請、陳情活動経費

新しい基準 (検討状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに、議員としての補助金の要請、陳情活動を対象とする</li> <li>・要望先、内容の限定なし</li> <li>・目的、理由、概要等を領収書に付記（従来の政務調査と同様）</li> </ul>
判断理由	議員活動として、自らの政策実現に必要と判断 (国会答弁や各県も新たに必要と整理)
現在の基準 (山口県)	陳情活動のみの調査視察は、調査研究と見なされない ※ 情報収集活動等を行った場合、按分の上、充当の例あり

### ② 議員としての行事・イベントへの出席経費

(挨拶・テープカットのみの行事への出席)

新しい基準 (検討状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに、議員としての行事・イベントへの出席を対象とする</li> <li>・行事の限定なし（会食のみの行事は従来どおり対象外）</li> </ul>
判断理由	行事・イベントを通じて県民ニーズを把握する必要があるため (全国議長会でも新たに必要と整理)
現在の基準 (山口県)	挨拶、会食やテープカットのみの行事への出席は充当が不適切 ※ 会場で意見聴取等の政務調査をあわせ実施し、充当している例あり

### 3 新たに条例化の検討が必要な事項について

#### ① 使途基準（法改正に伴い条例化必要）

新しい方針 (検討状況)	現在の条例施行規程の内容をそのまま条例化する
判断理由	新たに対象となる基準が2項目限定のため、条例施行規程の内容を変更する理由がない
現在の状況	条例施行規程に規定

#### ② 新たに対象となる「その他活動」（条例化等の検討）

新しい方針 (検討状況)	項目は特出しせず、従来の規程の項目内で新しい基準（要請陳情、各種会議）を条例化する
判断理由	新たに対象となる基準が2項目限定のため、特出しの必要はない
現在の状況	条例に規定なし

#### ③ 訓示規定（改正法に「議長は、使途の透明性の確保に努める」が追加）

新しい方針 (検討状況)	透明性の確保については、条例事項とされていないため、重ねて条例への規定は行わない
判断理由	上位法に規定がある場合、条例には同様の規定を行わない (県の基本方針)
現在の状況	条例に規定なし